

平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会社名 株式会社大和証券グループ本社  
代表者名 執行役社長 日比野 隆司  
(コード番号 8601 東証・名証(第 1 部))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 77 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 20 年 9 月に端を発した世界的な金融危機を受け、金融危機発生時における市場機能維持のための新たな危機対応措置として、預金保険法が改正され平成 26 年 3 月 6 日に施行されました。これにより、これまで預金取扱金融機関のみを対象としてきた金融危機対応措置の対象が、第一種金融商品取引業者等、当社を含む金融業全体に拡大され、市場環境の急変等に対応した「金融機関の秩序ある処理の枠組み」が整備されております。

一方、主要国等の金融監督当局で構成される「バーゼル銀行監督委員会」では、国際的に活動する金融機関に対し自己資本の質と水準、両面の強化を求めており、優先株式や劣後債等を自己資本へ算入するための適格要件が厳格化されております(いわゆる「バーゼル Ⅲ」)。具体的には、優先株式及び劣後債等を自己資本に算入するには、金融監督当局により実質破綻が認定された際に元本の削減又は普通株式への転換がなされる条項(実質破綻時損失吸収条項)を定めていることが求められており、先の預金保険法の改正では本邦におけるこの実質破綻時損失吸収条項が発動され得る要件が明確化されました。

本件は、このような国内外の法規制改正の流れを受け、新たに整備された「金融機関の秩序ある処理の枠組み」への対応を行うため、当該枠組み及びバーゼル Ⅲ に準拠した優先株式に関する条項を当社定款に新たに追加するものです。

なお、平成 25 年 12 月末現在、当社の連結総自己資本規制比率は 21.9%であり、現時点では、具体的な優先株式の発行予定はございません。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日(木曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日(木曜日)(予定)

以 上

## 株式会社大和証券グループ本社 定款変更案

(下線\_\_\_\_\_は変更部分)

現 行	変 更 案								
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4 0 億株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、 1 , 0 0 0 株とする。</p> <p>第 7 条 ~ 第 1 0 条 (略)</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4 0 億株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table data-bbox="925 660 1340 840"> <tr> <td>普通株式</td> <td>4 0 億株</td> </tr> <tr> <td>第 1 種優先株式</td> <td>1 億株</td> </tr> <tr> <td>第 2 種優先株式</td> <td>1 億株</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td>1 億株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、普通株式につき 1 , 0 0 0 株、<u>各優先株式につき 1 , 0 0 0 株</u>とする。</p> <p>第 7 条 ~ 第 1 0 条 (現行どおり)</p>	普通株式	4 0 億株	第 1 種優先株式	1 億株	第 2 種優先株式	1 億株	第 3 種優先株式	1 億株
普通株式	4 0 億株								
第 1 種優先株式	1 億株								
第 2 種優先株式	1 億株								
第 3 種優先株式	1 億株								
<p>新 設</p> <p>新 設</p>	<p>第 3 章 優先株式 (優先配当金) 第 1 1 条 <u>当社は、第 5 3 条第 1 項に定める毎年 3 月 3 1 日を基準日とする剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)</u>又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該基準日を含む事業年度において第 1 2 条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>								

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">新 設</p>	<p><u>各優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定（以下「取締役会の決議等」という。）により定める配当年率（10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額</u></p> <p><u>2 ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>3 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（優先中間配当金）</u></p> <p><u>第12条 当社は、第53条第2項に定める毎年9月30日を基準日とする中間配当については、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第11条第1項で定める額の2分の1を上限として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等により定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p>





現 行	変 更 案
	<p>式の全部を、当該種類の優先株式の取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、その有する当該種類の優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当社の普通株式の時価で除して得られる数の当社の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議等によって定める。なお、当該取締役会の決議等により、交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。</p> <p>2 当社は、各優先株式の発行後、当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議等によって定める一定の事由（当社につき元本の削減若しくは普通株式への転換又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると監督官庁又はそれに準ずるものにより認められることを事由の内容に含むものとする。）が生じたときは、その後の取得日をもって、当該優先株式の全部を取得する。取得日は、当該事由が生じた後に取締役会の決議等で別に定める日、又は当該事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に先立って取締役会の決議等で定める日とする。当社は、普通株式の交付と引換えに又は無償で、当該優先株式を取得するものとし、そのいずれとするかについては、市場環境等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議等で定める。取得と引換えに普通株式を交付する場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は、普通株式の市場実勢及び当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議等で定める。</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 第 1 1 条 ~ 第 1 6 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 第 1 7 条 ~ 第 2 8 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 執行役 第 2 9 条 ~ 第 3 6 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第 3 7 条 ~ 第 4 0 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 第 4 1 条 ~ 第 4 4 条 (略)</p>	<p><u>3 前 2 項の普通株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 2 3 4 条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">(優先順位)</p> <p><u>第 1 9 条 当会社の発行する各優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 株主総会 第 2 0 条 ~ 第 2 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p><u>第 2 6 条 第 2 1 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 4 条第 1 項及び第 2 5 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 2 4 条第 2 項の規定は、会社法第 3 2 4 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 取締役及び取締役会 第 2 7 条 ~ 第 3 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 執行役 第 3 9 条 ~ 第 4 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人 第 4 7 条 ~ 第 5 0 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算 第 5 1 条 ~ 第 5 4 条 (現行どおり)</p>